

西海市 訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和6年4月1日以降）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111 訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス1 1日割		1176 単位 日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス1 2		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス1 2日割		2349 単位 日割の場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス1 3日割		3727 単位 日割の場合	123単位	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2	2511 訪問型独自サービス2 2		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621 訪問型独自サービス2 3		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	(2)生活援助が中心である場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		

【色分けルール】  
 ・水色→新設  
 ・黄色又は赤字→変更  
 ・灰色→廃止